

韓国知的財産ニュース 2018年7月後期

(No. 371)

発行年月日：2018年8月1日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、7月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法施行令一部改正令
- 1-2 特許法一部改正法律案（パク・ジェホ議員）の立法予告

関係機関の動き

- 2-1 特許庁の国際知識財産研修院と KAIST 教育院、業務協約を締結
- 2-2 技術保証基金と KEB ハナ銀行、IP 活性化のために業務提携
- 2-3 児童・生徒の起業家精神を高めるために積極的に力を合わせる
- 2-4 発明とフェスティバルの出会い！
- 2-5 夏休みですか？特許庁へ行きます！
- 2-6 特許庁、払いすぎた特許手数料を職権で返す！
- 2-7 大学の知的財産を産業界に移転するためのプロジェクトが発足
- 2-8 特許実施料の平均は売上高の 4.75%
- 2-9 スタートアップの IP 競争力、特許バウチャーが導く
- 2-10 特許評価サービス市場を民間に任せる
- 2-11 特許庁、第9回「知的財産保護の動画とカードニュース公募展」を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 アイデア・技術奪取、特許庁に連絡してください

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 海外でのデザイン出願、より便利に！
- 4-2 韓国デザイン振興院のユン・ジュヒョン院長、中小企業へのデザイン支援を強化

その他一般

- 5-1 水素燃料自動車の普及を拡大するには、水素充填インフラの拡充から
- 5-2 便利で正確な生体認証、グローバルな特許競争が激化

法律、制度関連

1-1 特許法施行令一部改正令

電子官報 (2018.7.17)

大統領令第 29050 号 特許法施行令一部改正

特許法施行令一部を次のとおり改正する。

第 8 条の 5 を次のように新設する。

第 8 条の 5 (専門機関の業務に対する管理及び評価) ①法第 58 条第 3 項で「大統領令で定める専任機関」とは、同条第 2 項に基づく専門機関の業務に対する管理及び評価業務を行う上で必要な専門人材・専任組織及びセキュリティ体系を備えたと特許庁長が認める機関、又は団体を意味する。

②第 1 項に基づく専門人材・専任組織及びセキュリティ体系に関する具体的な基準、専任機関の業務範囲など、専任機関の運営に必要な詳細については特許庁長が定めて告示する。

附則

この令は 2018 年 7 月 18 日から施行する。

◇改正理由及び主要内容

特許出願の審査に必要な先行技術調査などの業務を専門機関に依頼する場合、専門機関の業務に対する管理及び評価を実施し、それを専任機関が代行できるように「特許法」が改正され、専任機関の業務に対する管理及び評価を代行することができる専任機関について該当業務を行う上で必要な専門人材・専任組織及びセキュリティ体系を備えたと特許庁長が認めた機関、又は団体にするためである。

特許法一部改正法律案

議案番号：2014529

提案日：2018.07.24

提案者：共に民主党 パク・ジェホ（朴在昊）議員外 11 人

立法予告：2018-07-25～2018-08-03

意見提出：

①ソウル市永登浦区議事堂大路 1（汝矣島洞）産業通商資源中小ベンチャー企業委員会
(FAX：02-788-3362)

②国会立法予告システム

(http://pal.assembly.go.kr/law/readView.do?lgs1tpaId=PRC_X1Q8X0C7Q2P4M1L7K0L6I3S1N3Y6M3)

<提案理由及び主要内容>

現行法によると、特許取消決定や特許を無効とする審決が確定した場合、既に納付した特許料のうち、特許が無効となった年の翌年からの特許料については納付者に返還しており、無効となる前に納付した特許料については特許利益を享受したとみなし、返還していない。

しかし、特許を登録した初期は事業化に成功するかどうか不確かであるほか、権利行使期間が短いため、特許が無効となる前にも特許利益を享受したと判断することは難しい。そのため、特許が登録初期に無効となった場合は、その善意の出願人に既に納付した特許料を全額返還し、ずさんな特許審査による被害について補償する必要がある。

これを受けて、出願人に悪意がないという事由で特許を無効とするという審決が確定し、設定登録日から無効審判請求日までの期間が 3 年を経過しない場合、既に納付した特許料を全額返還して善意の出願人を保護するためである（(案) 第 84 条第 1 項）。

関係機関の動き

2-1 特許庁の国際知識財産研修院と KAIST 教育院、業務協約を締結

韓国特許庁 (2018. 7. 16)

- 児童・生徒向けの発明教育プログラム提供など、教育寄付運動が拡散 -

韓国特許庁の国際知識財産研修院と KAIST 教育院は、知的財産の裾野や教育寄付運動を広げるために、7月17日(火曜)午前10時、KAIST 教育院所属の教育寄付センターで業務協約を締結する。

今回の業務協約は、児童・生徒の適性や素質に合った発明教育プログラムの開発や運用、進路体験が可能な学校との連携や広報、児童・生徒向けの発明教育プログラムコンサルティングなどを行うことで、両機関が人的・物的資源を教育寄付に活用し、知的財産教育を盛り上げるために締結された。

KAIST の教育寄付センター(*)は今年、忠清・江原圏地域で教育寄付モデル学校8校を選定しており、今後、国際知識財産研修院で発明体験、展示館の見学など、児童・生徒向けの発明教育プログラムを提供する予定である。

*教育寄付センター：教育部と韓国科学創意財団が総括・支援し、地元の青少年を対象に多様な教育寄付プログラムを企画・運営する(忠清・江原道圏：KAIST、慶尚道圏：韓東大学、全羅・済州道圏：全北大学)

国際知識財産研修院の院長は「今回協約を結んだことで、青少年発明教育の拡大に向けた有機的協力を強化する予定であり、貧困層の児童・生徒を対象に運営している『The 一緒にする発明教室』を拡大するなど、社会に貢献する活動をさらに活性化させたい」と述べた。

2-2 技術保証基金と KEB ハナ銀行、IP 活性化のために業務提携

電子新聞 (2018. 7. 18)

技術保証基金(以下、技保)と KEB ハナ銀行は7月18日、釜山市門岷洞にある技保の本店で特許などの知的財産(IP)に対する金融支援を拡大するために業務提携を結んだ。

技保と KEB ハナ銀行は、優秀な知的財産を保有する企業の発掘・育成、知的財産価値評価に基づく運転資金の支援、保証比率および保証料率の優遇などで協力する。KEB ハナ銀行は企業が負担すべき知的財産価値評価にかかる手数料を支援する予定である。

技保は 2006 年から「特許技術価値連携保証」を実施し、IP への技術金融支援を行ってきた。また、支援対象を特許権以外に有形無形の技術ノウハウ全般にまで拡大し、IP を基盤とする起業・事業化の促進に取り組んできた。

知的財産価値評価保証は IP 金融を活性化させるために、技保が実施する制度であり、価値額の範囲内で、さらなる保証支援が可能である。優秀な IP を保有する中小企業は、売上高にかかわらず、知的財産の事業化価値を認められれば、必要な運転資金を調達することができる。

今回の業務提携により、技保と KEB ハナ銀行はより多くの優秀な IP 保有企業に対して IP 事業化資金を支援する予定である。これに伴い、雇用や付加価値の創出に対する貢献度が高い技術革新企業として成長することを見込んでいる。

技保の理事は「IP 金融は、知的財産の価値を実際の製品やサービスにつなげる重要な潤滑油として、その重要性は日増しに高まっている」とし、「技保は IP 金融のエコシステムづくりのために最善を尽くしたい」と述べた。

2-3 児童・生徒の起業家精神を高めるために積極的に力を合わせる

韓国特許庁 (2018. 7. 19)

韓国の教育部と特許庁、16 の市・道教育庁(*)は 7 月 20 日、ソウルのコリアホテルで小中高生の起業体験・発明教育を活性化させるための業務提携を行った。

*ソウル特別市教育庁、釜山広域市教育庁、大邱広域市教育庁、仁川広域市教育庁、光州広域市教育庁、大田広域市教育庁、蔚山広域市教育庁、世宗特別自治市教育庁、京畿道教育庁、江原道教育庁、忠清北道教育庁、忠清南道教育庁、全羅南道教育庁、慶尚北道教育庁、慶尚南道教育庁、済州特別自治道教育庁

今回の業務提携は、小中高生が未来社会に積極的に対応できるチャレンジ精神を備えた革新人材に成長するよう、教育部 - 特許庁 - 市・道教育庁間の協力を強化するために行われた。

業務提携の主な内容は次のとおりである。

(目的) 児童・生徒が起業家精神、問題解決力、創造性を培養することができる「メーカー (maker、創作者) 教育」を含む起業体験教育、発明教育などを活性化させるための人的・物的支援および機関間の事業連携を強化

(教育部の役割) コンテンツ開発、制度的支援およびオンライン・オフライン基盤づくり、国民の認識改善につながる文化の拡散、政策協力体系を構築

(特許庁の役割) 発明教育コンテンツの開発、教員研修支援や発明教育センターの拡大、社会的弱者向け発明教育の支援、発明・起業体験教育事業との連携を支援

(市・道教育庁の役割) メーカー教育を含む起業体験教育、発明教育とカリキュラムの連携強化、教員研修運営および教員向け認識改善の支援、地域のインフラを活用した児童・生徒向け起業体験教育の拡大など

まず、教育部と特許庁は、児童生徒・教員向けのコンテンツ (起業体験教育、発明教育) を共同で利用・開発するために相互協力し、教員の専門性向上のために研修プログラムの連携を強化することにした。

同時に既存に運営している「起業教育支援に向けた官民の実務協議会 (*)」と「発明教育の関係者会議 (**)」を拡大運営することにした。

* 児童・生徒向けの起業教育を活性化させるために、関係部処と公共・民間機関間の起業教育に関する政策・事業を共有し、協力する実務機構 (2017年12月、第1回会議を開催)

** 発明教育の活性化について議論する特許庁と市・道教育庁間の実務協議体 (年4回運営)

教育部次官は、「革新成長における中核といえる起業が活性化し、第4次産業革命に積極的に対応できる人材を育成するためには、小中高時代から児童・生徒の起業家精神を培養する必要がある」とし、「今回の業務提携をきっかけに、教育部は特許庁と市・道教育庁と緊密に協力し、児童・生徒が創造的な革新人材に成長できるよう、支援を惜しまない」と付け加えた。

特許庁長は、「発明教育は第4次産業革命時代に欠かせない創造的な人材育成に最適な教育方法である」とし、「発明教育と起業体験教育を連携させることで、小中高生が自分の適性を見出し、進路を開拓する上で役に立つことを見込んでいる」と述べた。

2-4 発明とフェスティバルの出会い!

韓国特許庁 (2018.7.19)

- 特許庁、2018 青少年発明フェスティバルを開催 -

韓国特許庁と韓国発明振興会は、発明教育の大衆化や発明にフレンドリーな社会雰囲気づくりのために、7月20日から22日までの3日間、KINTEX（京畿道高陽市）で「2018 青少年発明フェスティバル」を開催する。

今回のイベントは「Think CHANGE? Make CHANCE!」のスローガンの下、児童・生徒による優秀な発明品を展示する「大韓民国児童・生徒発明展示会」と、創造性コンテストである「大韓民国児童・生徒創造力チャンピオン大会」を中心に、多様な発明体験プログラムを提供する韓国最大規模の青少年向け発明フェスティバルである。

今年で31回目を迎える「大韓民国児童・生徒発明展示会」では昌原科学高校3年生が大統領賞、新濟州小学校5年生と五松中学校2年生が国務総理賞、慶南科学高校3年生がWIPO事務局長賞、慶南科学高校3年生が朝鮮日報社長賞を受賞する。他にも奇抜で斬新なアイデアの161点が受賞作に選ばれ、22日までに展示される。授賞式はイベントの開幕日である7月20日に行われる。

*2018年大韓民国児童・生徒発明展示会への出品作数：計849校が9,119件を出品

「第18回大韓民国児童・生徒創造力チャンピオン大会」の本選大会も20日から22日まで開催される。大会では地域予選を経て選抜された全国の小中高生100チームが創造性を競う。この大会で優秀な成績を収めたチームは、国家知識財産委員会委員長賞、特許庁長賞などの賞状と副賞を受けることになる。

*2018年大韓民国児童・生徒創造力チャンピオン大会に申し込んだチーム数：1,054
チーム（5,866人）

他にもVR体験、ドローンなどの新技術を体験できるプログラム、創造性を培養する体験プログラムを運営し、観覧客が参加して楽しむことができる特別な機会を提供する。

特許庁長は、「今回のイベントが青少年の創造性や発明意識を向上させるだけでなく、国民がプログラムを体験し楽しんで、発明に親しむことができるフェスティバルになることを期待している」と述べた。

イベントの詳細については、韓国発明振興会のウェブサイト (www.kipa.org) や電話 (02-3459-2748、2752) までお問い合わせを。

2-5 夏休みですか？特許庁へ行きます！

韓国特許庁 (2018. 7. 20)

- 社会的弱者向けの発明教育サマーキャンプを開催 -

韓国特許庁は7月20日(金曜)から22日(日曜)までの2泊3日間、京畿道一山のKINTEXと大田の国際知識財産研修院で、全羅南道新安郡荏子島に住む青少年とソウル・京畿地域の地域児童センターを利用する青少年を対象に「2018 発明教育サマーキャンプ」を開催すると発表した。

このイベントは、島嶼山間地域に住む青少年と放課後を一人で過ごす地域社会の青少年を対象に発明教育を実施して、第4次産業革命時代をリードする創造的な人材に育成するとともに、均等な教育機会を提供して社会的格差の解消に貢献するために開かれる。

イベント参加者は児童・生徒による優秀な発明品の展示会、発明体験プログラムを提供する韓国最大規模の青少年発明フェスティバルである「大韓民国学生発明展示会」に参加し、VR体験などの新技術プログラムや創造性を育むプログラムなどを体験することになる。

また、発明体験教育を通じ、第4次産業革命時代に欠かせない創造性、融合および協業、チャレンジ精神などを身に着けることができるよう、「科学発明王プログラム」、「ライントレーサー製作」、「フローティングボート製作」などの体験型イベントも行われる。

特許庁は、地域別にバランスの取れた発明教育の裾野を広げ、創造性・チャレンジ精神・協業力を持つ人材育成を支援するために、全国17の市・道に201カ所の発明教育センター(*)を設置・運営している。

*1995年インホン中学校に初めて設置し、2018年5月時点167の自治体で201カ所を運営中

**理論中心の従来型発明教育から脱し、体験型、問題解決型、プロジェクト型中心の教育を実施しており、創造性やチャレンジ精神、協調などを育む

また、地理的、経済的条件を理由に教育を受けることができない、いわゆる社会的弱者層の青少年が発明教育を受けられる事業を拡大している。

特許庁長は「未来社会の主役である青少年が発明によって第4次産業革命をリードしていく創造的な人材に成長することを期待している」とし、「今後も都市部だけでなく、島嶼山間地域に住んでいたり放課後を一人で過ごしたりする青少年なども発明教育を受けることができるよう、きめ細かい努力を行いたい」と述べた。

2-6 特許庁、払いすぎた特許手数料を職権で返す!

韓国特許庁 (2018.7.23)

- 払いすぎた特許手数料を職権で返す制度改善を推進 -

韓国特許庁は、特許顧客が払いすぎた特許手数料を積極的に返すための返還手続きなどを改善すると発表した。

現在、特許庁は出願人が払いすぎた出願料や審査請求料などについて、特許顧客相談センターで電話やメールで案内している。

それにもかかわらず、出願人が払いすぎた特許手数料を取りに来ないため、国庫帰属となる手数料は毎年約2億ウォンずつ発生している。

* (国庫帰属金額) (2012年) 2.2億ウォン、(2013年) 2.1億ウォン、(2014年) 2.4億ウォン、(2015年以降、払いすぎた特許手数料については返還手続き中)

これまで特許庁は、電子出願ウェブサイトである特許路 (www.patent.go.kr) に手数料の自動計算機能を導入し、重複納付の有無について案内するなど、払いすぎた特許手数料を軽減するために努力してきたが、もっと積極的に特許手数料を返すために返還手続きなどの改善を図ることにした。

まず、出願人が、誤って納付した特許手数料の返還を受けられる口座を事前に登録する手続きを新設し、払いすぎた特許手数料が発生すれば、その口座に差額を入金する職権返還手続きを導入する。

これにより、払いすぎた特許手数料が発生した場合、出願人の返還請求がなくても職権で返すことが可能になり、出願人は自ら返還請求をする必要がなくなるほか、返還請求期間を経過して返してもらえないケースも減少すると見込まれる。

また、特許庁は、顧客が払いすぎた手数料を他の特許手数料の納付に使えるよう、特許路の手数料納付システムにオプトアウト（opt-out）方式（*）を拡大して適用することで、返還されていない手数料が増えないようにする計画である。

* 出願人が納付すべき手数料から返してもらう手数料を差し引いた金額を自動的に計算して出願人に納付金額を案内し、出願人はその金額だけ納付する。出願人が望まなければ、本来納付すべき手数料を納付する方法

同時に現行3年となっている返還請求期間（消滅時効）を5年に延長する特許法改正も推進する計画である。

一方、中堅企業に対しても職権で特許手数料を減免することができる手続きを導入する。これまでは減免事由があっても中堅企業が減免申請をしない限り、減免を受けることはできなかった。しかし、これからは特許庁が減免事由を確認し、中堅企業からの減免申請がなくても職権で特許手数料を減免する予定である。

特許庁長は「払いすぎた特許手数料の職権返還といった制度改善を図り、特許顧客に払いすぎた特許手数料を積極的に返したい」とし、「今後も特許顧客の利便性向上のために、特許行政サービスを継続的に改善していきたい」と明らかにした。

2-7 大学の知的財産を産業界に移転するためのプロジェクトが発足

電子新聞（2018.7.24）

大学が保有する知的財産を産業界に移転するために、企業・機関とのネットワークを形成し、技術水準も商用化レベルに引き上げる。産業界が必要とする技術を発掘するために、大学間の技術融合プロジェクトも始める。

教育部と韓国研究財団は7月24日、亞州大学で「大学の創造的資産の実用化への支援（BRIDGE⁺）」事業の発足式を開催し、同事業への支援を開始したと発表した。

ブリッジプラス事業とは、ムン・ジェイン政権の国政課題である「研究成果の集積と融合・複合技術の事業化促進」に向けて5年間、大学の保有技術の移転や事業化を推進する事業である。今年125億ウォン規模の予算を投じ、計18校を支援する。

これまで大学は、さまざまなプロジェクトや研究開発を進めて技術を開発し、特許を保有することになったが、これを事業化につなげることはできなかった。ネットワークが形成されず、技術の需要を知らない、あるいは商用化には不十分な初期段階の技術を保有していたためだ。

これを受け、ブリッジプラスは大学が保有する知的財産や技術などを事業化につなげ、産業界への技術移転が可能になるようなネットワークを構築して技術を評価し、後続R&Dを支援する事業である。

ブリッジプラス事業に選定された18大学は5年間、毎年約7億ウォンの財政支援を受け、技術や特許などの知的財産を事業化するための後続R&Dを進め、インフラを構築する。また、融合・複合型技術を作り出すために、大学間の協力を促進し、産業界の需要を基盤とする技術実用化プロジェクトなども推進する。

18校は、江原大学、慶尚大学、慶熙大学、高麗大学、釜山大学、西江大学校、成均館大学、世宗大学、淑明女子大学、崇実学校、亞州大学、延世大学、全南大学、全北大学、中央大学、忠南大学、浦項工科大学、漢陽大学である。

漢陽大学は、保有技術を産業界が必要とする技術に転換する後続R&Dを企画する「イノベーションスタジオ」を新設する予定である。産学協力団を中心に創業保育センター、技術持株会社、グローバル起業家センターなどの事業化業務を行う組織間の連携にも重点を置く計画である。

また、漢陽大学は以前、世宗大学と協業して技術移転に成功した経験がある。動画分野の標準特許市場の拡大に伴い、両校は標準特許を創出するための共同プログラム（特許発掘、IP高度化、戦略マーケティングの共同研究、専門人材の相互交流など）を運営している。漢陽大学と世宗大学はそれぞれ特許権譲渡契約を締結し、数億ウォンに達する技術移転料の収入を上げた。

高麗大学はプラットフォーム分野の特許を活用し、有望な産業として台頭しているロボット分野に取り組む予定である。韓国の大学中、同大は第4次産業革命の基盤となる3Dプリンター・モノのインターネット・ビッグデータ・人工知能・クラウドコンピューティングなど、プラットフォーム関連の特許を最も多く保有しており、これをロボットのファーストトラックにつなげ、ロボット関連の事業化を早める計画である。

全南大学は100の大学や企業からなるメンバーシップ制度である「CNU 100クラブ」を運営する。全南大学は100の大学や企業と、技術事業化専門会社、地域革新支援機関、投資機関とのネットワークを構築し、強小創業企業を育成する予定である。

発足式に出席した18校の産学協力団長は、「革新成長に向けた大学の技術移転・事業化政策の方向」をテーマにし、懇談会を行った。発足式では各大学が優秀な事例を発表し、ノウハウも共有した。

教育部次官は「大学による技術移転・事業化活動は、教育や研究活動によって生まれた優秀な知的財産を、産業界に移転するか起業につなげることで、企業には新しい成長エンジンを提供し、ひいては質の高い雇用を創出することになるだろう」と述べた。

2-8 特許実施料の平均は売上高の4.75%

韓国特許庁 (2018. 7. 24)

- 特許庁、特許実施契約の実態調査の結果を発表 -

他の企業の特許を使用する場合、売上高の4.75%を対価として支払うことが平均であることが分かった。

韓国特許庁は、韓国企業における特許実施契約の実態について調べ（実施機関：韓国知識財産研究院）、その結果を発表した。特許庁に実施権を登録した企業のうち5,400社を対象にアンケート調査を行い、回答した703社の直近5年間の実施契約1,053件を分析した。

調査結果によると、売上高の一定の割合を支払う場合は83.8%、定額で支払う場合は16.2%となり、実施料率の平均は売上高の4.75%となっている。これは、米国の7.04%より低く、日本の3.7%よりは高い（*）。区間別の分布を見ると、売上高の5~10%が28.2%と最も高く、次いで3~5%が26.5%、3%未満が25.6%、10~15%が15.6%、20%以上が2.8%の順であった。

*米国 7.04% (2007 AUS Consulting、3,015 件分析)、日本 3.7% (2010 経済産業省、680 件分析)

実施契約は一つの特許のみを対象にして結ぶ場合 (86%) が一般的であった。複数の特許をパッケージにする、あるいは商標、デザイン、営業秘密などの他の知的財産権と結合する複合的な契約は、一部に過ぎなかった。複数の特許権者が保有する特許を集めてライセンスする特許プールの利用率も低いことが明らかになった。これは、韓国企業の知財権の取引がまだ単純な形態にとどまっていることを示している。

実施権の形態を見ると、一人のみに独占権を与える専用実施権 (40.9%) より他の実施権者も追加で許可することができる通常実施権 (57.5%) の方が多かった。独占的な権利を実施権者に持たせ、特許権者も特許を使用することができない専用実施権については特許権者が負担を感じるとみられる。

実施契約の半分程度は制限事項、紛争条項など特約事項を含めている。特許権者は地域、活用分野などを制限して実施権の範囲を適切に調整し、無効審判提起を禁止する条項などを契約に含めることで、紛争を事前に防止していることが分かった。実施権者も紛争防止のために、特許権の有効性保証、特許技術の性能保証、第三者による特許の非侵害保証などを要求した。企業は無形の権利である特許権の特性による不確実性を減らすために、このような特約を積極的に活用しているだろう。

特許庁産業財産保護協力局の局長は「今回の調査結果は実施権契約や特許訴訟を行う中小企業にとって有用な参考資料になるだろう」とし、「特許取引の活性化や適切な補償文化の定着に役立つことを期待している」と述べた。

実態調査報告書の全文は、特許庁 (<http://www.kipo.go.kr>) と韓国知識財産研究院 (<http://www.kiip.re.kr>) のウェブサイトでダウンロードできる。

2-9 スタートアップの IP 競争力、特許バウチャーが導く

韓国特許庁 (2018. 7. 30)

- 特許庁、特許バウチャー事業の 2 次支援企業 50 社を選定 -

韓国特許庁は IP を基盤とし、成長する可能性が高いスタートアップ 50 社を「特許バウチャー事業」の 2 次支援対象に選定した。

今年、新規に施行したスタートアップ特許バウチャー事業はスタートアップが希望する時期に必要なサービスを選択して支援を受けることができる需要者中心の IP 統合支援事業である。

＜バウチャーの種類＞

- ・小型バウチャー（500 万ウォン以内）：IP がない初期スタートアップが対象となる
* 立ち上げ 3 年未満、売上高 10 億ウォン未満

 - ・中型バウチャー（2,000 万ウォン以内）：成長期・有望なスタートアップが対象となる
* 立ち上げ 7 年未満、売上高 100 億ウォン未満、出願や登録した IP 保有件数が 1 件以上
- （※全てのバウチャーは最大 3 回まで再発行可能）

6 月から始まった 2 次支援の対象は、立ち上げ 3 年未満の売上高 10 億ウォン未満の初期スタートアップであり、200 以上のスタートアップが特許バウチャーを申請した。

注目すべきは、選定された企業の 60%以上が IT・ソフトウェアだけでなく、ハードウェアとバイオ/ヘルスケアなど、第 4 次産業革命の主要な分野で中核技術を開発・保有していることである。

指の動きに反応するテキストエンジンで世界最速のテキスト編集を可能にする技術の保有企業、顧客の顔を認識し、従来の注文履歴を分析して推奨メニューを提示する人工知能キオスク企業、腹部の脂肪率を 5 秒で測定できる医療機器を開発したヘルスケア企業など、斬新なアイデアに先端技術を適用して、世界市場に挑戦するスタートアップが選定された。

1 次支援企業に選ばれた 60 社のうち、35 社が国内外に IP（特許・商標・デザインなど）出願、特許分析・コンサルティングなど 75 件の IP サービスを利用した。

該当企業は特許バウチャーを利用して、国際特許出願、特許分析、IP 経営相談などを行い、企業の IP ポートフォリオ強化、KOSDAQ（コスダック）への上場推進、海外進出などの目に見える成果を創出している。

そのうち、韓国初のディープラーニングベースの検索エンジンの商用化に成功したスタートアップは、特許バウチャーを通して海外に特許を出願しており、世界最高のアクセラレーターに挙げられる Techstars の支援プログラムに最終選定された。

事業管理機関である韓国特許戦略開発院は8月、2次支援企業に選定された企業を対象に、バウチャーの使い方に関する教育を実施し、9月からは1・2次支援企業に選ばれた企業を対象に、IPサービスの利用状況やニーズを分析して特許バウチャーの再発行を推進する予定である。

2-10 特許評価サービス市場を民間に任せる

韓国特許庁 (2018. 7. 30)

- 特許庁、公共データと評価システムを開放し、民間のサービス開発および海外進出を積極的に支援 -

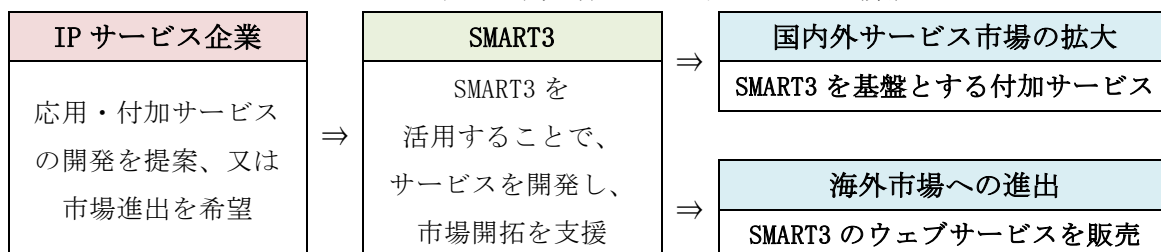
韓国特許庁は、保有している公共データと特許分析評価システム (SMART3) (*) を開放し、知的財産サービス企業 (**) による多様な付加サービスの開発や海外進出を積極的に支援すると発表した。

* SMART3 (特許分析評価システム、System to Measure、Analyze and Rate patent Technology 3) : 韓国・米国・欧州に登録された特許に対する質的評価 (9 等級) を行い、分析情報を提供するオンラインシステム

** 知的財産サービス企業 : 特許、デザインなどの IP 関連情報の分析・提供、IP の評価・取引・管理、IP 経営戦略の策定・諮問など、IP 関連サービスを提供する企業

これにより、知的財産サービス企業は、国内外の市場で公共財である SMART3 を基盤として多様な付加サービスを開発・発売することができ、海外では SMART3 サービスを直接販売することもできるようになる。

< SMART3 を基盤とする民間企業のビジネスモデル (案) >



* (SMART3 を基盤とする付加サービスを発売) 国内外の市場で全面的に許可

* (SMART3 のウェブサービス) 海外市場に限り、民間サービスの販売を許可

* 公共資源を多数が活用できるよう、通常実施方式で IP サービス企業にサービスの開発・販売を許可

SMART3 は韓国・米国・欧州の特許の質的水準をリアルタイムで提供するオンラインシステム (<http://smart.kipa.org>) であり、2010 年から今年 6 月まで約 260 の企業・機関に 73 万件の特許評価を提供するなど、特許の管理や選別、知的財産の取引や金融、研究開発の成果の評価など、さまざまな分野で活用されてきた。

特許庁は、SMART3 の活用を希望する企業や個人が、SMART3 を活用して多様な知的財産の付加サービスを開発・運営する上で欠かせないコンサルティング提供や技術支援を積極的に行う方針である。また、企業や個人から SMART3 の利用料は受け取らない。その代わりに SMART3 を活用したサービスを開始した後、売上が発生すれば、売上の一定の割合を利用料として受け取り、その利用料は知的財産サービス市場を活性化させるために再投資する計画である。

特許庁産業財産政策局の局長は、「SMART3 を活用することで、特許評価システムの開発に必要な時間や費用を削減し、さまざまな知的財産のビジネスモデルで市場競争力を確保することができるだろう」とし、「SMART3 が民間に多様な特許評価情報を提供するプラットフォームとなり、民間の知的財産サービス市場の活性化に寄与すると期待している」と述べた。

SMART3 の活用を希望する企業は、今月 30 日から SMART3 のウェブサイトで申請できる。詳細については韓国発明振興会 (02-3459-2895) までお問い合わせを。

2-1-1 特許庁、第 9 回「知的財産保護の動画とカードニュース公募展」を開催

韓国特許庁 (2018. 7. 31)

韓国特許庁は、知的財産の保護意識を高めるために「第 9 回知的財産保護の動画とカードニュース公募展」を開催し、8 月 1 日 (水曜) から 8 月 31 日 (金曜) まで応募作を受け付けると発表した。

今回の公募展は一般国民が自ら知的財産の保護に関する広報物を作ることで、知的財産保護の必要性を感じ、知的財産保護に対する認識を高め、社会的コンセンサスを形成するために行われる。

公募展のテーマは産業財産権（特許、実用新案、商標、デザイン）の保護についての情報提供、アイデア奪取や製品のデザイン盗用の根絶などに対する正しい認識や行動の変化につながる内容であれば何でも可能である。

公募展は動画部門とカードニュース部門に分けて行われ、参加者は1分以内の動画や10枚以内のカードニュースを提出すれば良い。

審査と授賞式は部門別に行われ、受賞作は28点（動画14点、カードニュース14点）となる。

各部門の大賞受賞者には産業通商資源部長官賞と賞金200万ウォン（カードニュース70万ウォン）、最優秀賞受賞者には特許庁長賞と賞金70万ウォン（カードニュース50万ウォン）が与えられる。受賞作は知的財産保護の公共広告のコンテンツとして活用され、TVや映画館、地下鉄のホーム、オンラインコミュニティなど、オンラインとオフラインで公開される予定である。

公募展についての案内と申込書は韓国知識財産保護院のウェブサイト（www.koipa.re.kr）で確認でき、申込書と作品（映像や画像ファイル）は電子メール（wndgmd6720@naver.com）で提出すれば良い。

結果は2回の審査を経て9月7日（金曜）、韓国知識財産保護院のウェブサイトで発表され、授賞式は9月中に開催される予定である。

詳細については、韓国知識財産保護院のウェブサイトや「知的財産を尊重する文化の拡散キャンペーン」の公式ブログ（<https://blog.naver.com/kipracafe>）、電話（070-4258-3912）までお問い合わせを。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 アイデア・技術奪取、特許庁に連絡してください

韓国特許庁（2018.7.17）

- 改正不正競争防止法が7月18日から施行 -

7月18日から取引関係におけるアイデア奪取行為を禁止する内容を含む改正不正競争防止および営業秘密保護に関する法律（以下、「改正不競法」）が施行されることを受け、

韓国特許庁は通報を受ける、あるいは自主的に認知したアイデア奪取事件に対する調査を開始すると発表した。

(事例 1)

「企業が実施した製品のアイデアコンペに参加してアイデアを提案したが、採用されませんでした。ところが、数カ月後、その企業が自分のアイデアと似た製品を発売したため、アイデアの盗用が疑われます」(金さん)

(事例 2)

「大企業から納品の条件として技術資料を要求され、提供を余儀なくされたが、大企業は他の競合企業他にその技術資料を提供して価格競争に追い込み、納品価格の引下げを要求しました」(A社代表)

(事例 3)

「契約期間中に提供した技術情報を大企業が一部変えて、特許登録を受けました」(B社代表)

これまでも多様な手法によるアイデア奪取事件は多かったが、特許を出願していない、厳しい特許要件を一部満たしていない、秘密として管理されていないアイデアは保護を受けることができなかった。特に、中小・ベンチャー企業、スタートアップなどは取引成立や関係維持のために、相手にアイデアや技術資料などを提供せざるを得なかった。

改正不競法ではこのような問題を解決するために事業提案、入札、公募展など、信義誠実の義務がある取引の過程で相手のアイデアを不正に使用する、あるいは他人に提供して使用させることを不正競争行為の種類に加えた。専門家は、特許庁が専門性を活用して積極的な行政調査や是正勧告を行うことで、相手の努力にタダ乗りするアイデア・技術奪取行為を根絶することができると見込んでいる。

特許庁産業財産保護協力局の局長は「改正不競法によるアイデア保護制度は、中小企業のアアイデア・技術奪取を防ぐ最も強力な保護手段になるだろう」とし、「通報を待っている」と呼びかけた。

アイデア奪取、店内のインテリアなどの外観を混同させる行為、製品デザインの模倣など、不正競争行為による被害が疑われる場合は、特許庁産業財産調査課(042-481-

8527、5190) 又は韓国知識財産保護院の不正競争調査チーム (02- 2183-5834) に連絡すれば、救済を受けることができる。

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 海外でのデザイン出願、より便利に!

韓国特許庁 (2018. 7. 18)

- 中韓、デザイン優先権書類電子的交換サービスを開始 -

今後中国にデザインを出願する場合、出願人は優先権証明書類を中国特許庁に直接提出しなくても良い。

韓国特許庁は、中国とデザイン優先権証明書類を電子的に交換するシステム構築を完了し、7月20日(金曜)から運用を開始すると発表した。

「優先権制度」とは、一つの国(1国)に出願したデザインを根拠に他の国(2国)に同一のデザインを出願する場合、1国に出願した日付を出願日として認める制度である。これまで出願人は優先権を主張するために「優先権証明書類」を書面で発行してもらい、相手国の特許庁(2国)に提出しなければならなかった。

そのため、出願人は優先権証明書類を発給してもらい、海外特許庁に国際郵便で発送しなければならず、特許庁は紙で受け付けた優先権証明書類の電子化に必要とされる行政費用を負担しなければならなかった。

このような問題を解決するために、特許庁は2015年の「意匠五庁(ID5)(*)」会合で優先権証明書類電子的交換について議論をはじめ、2017年の中韓特許庁長官会合で両国間におけるデザイン優先権証明書類電子的交換を実施することで合意した。

*世界のデザイン出願量の約9割を占める韓国、米国、中国、日本、欧州による枠組み

これを受け、特許庁はデザイン保護法を改正し、優先権証明書類を電子的に交換することができる根拠を作ったうえ、実質的に交換するシステム開発も完了した。

7月20日からは韓国と中国とでは優先権主張出願において出願人が出願書に出願番号などの関連情報さえ記載すれば、韓国特許庁と中国特許庁が出願人に代わり、優先権証明書類をオンラインで交換することになる。

特許庁情報顧客支援局の局長は「国家間でデザイン優先権証明書類を電子的に交換するのは、世界初だ」とし、「今後、出願人の便利を図るために、電子的交換の対象を米国、日本、欧州などに拡大するように努力したい」と述べた。

4-2 韓国デザイン振興院のユン・ジュヒョン院長、中小企業へのデザイン支援を強化

電子新聞 (2018. 7. 24)

韓国デザイン振興院のユン・ジュヒョン院長 (KIDP) は7月24日、ソウル光化門一帯で開かれた記者懇談会で「デザイン振興院の役割は企業のデザイン競争力を強化することであるため、中小企業のデザイン力の強化につながる方策を立てる」と述べた。

4月に就任したユン院長には「初めての女性院長」、「最年少の院長」、「約20年ぶりの美術大学出身の院長」などのさまざまな修飾語が付く。彼女は就任前、ソウル大学美術大学の教授として長い間、教育現場に身を置いていた。また、「ネットワーク」という企業を立ち上げるなど、産業現場での経験もある。

ユン院長は、今年10月から中小企業が活用できる新商品の開発プラットフォームの試験サービスを開始すると明らかにした。このサービスは、サービスを利用する中小企業に類似技術の商品化事例やデザイン活用事例といったデザインの情報やトレンドを総合的に提供する。KIDPが3年間、システム開発を進めてきた。

彼女は「中小企業のたった16%がデザインを活用しているほど、中小企業のデザインに対する認識は不十分だ」とし、「新商品の開発プラットフォームがあれば、新製品の開発に必要なさまざまな情報をオンラインで簡単に確認することができるだろう」と述べた。

ユン院長はまた、企業がデザイン開発の過程で巻き込まれる紛争の解決により積極的に乗り出すと訴えた。彼女は「KIDPが運営する紛争調停委員会の定款を変更し、企業間で発生したデザイン紛争に同委員会が積極的に介入できる根拠を作る」とし、「これまで委員会の役割は小さかったが、機能を活性化し、企業が抱える問題を解決できるようにする」と説明した。

この他、KIDP は 2020 年までに製造分野における 100 大デザイン強小企業を育成するために 400 億ウォンを投じる。また、デザイン退職人材と若手起業家をマッチングする「世代融合創業キャンパス」、ロッテホームショッピング（テレビショッピング）が参加する「デザインイノベーションラボ」など、企業支援への窓口を強化する。

ユン院長の任期は 3 年である。任期中、KIDP が推進する方向も具体化した。企業への支援だけでなく、南北協力デザイン研究の推進、デザイン資料のデータベース化などの目標を掲げた。特に、任期中に人材育成は必ず達成すると強調した。

彼女は「自分は教授だったため、普段からデザイン人材育成に対する関心が高い」とし、「2014 年まではあったが、予算の問題で廃止となった『次世代のデザインリーダー育成事業』を復活させる」とし、「優秀なデザイナーを選定し、コア人材に育成する制度の欠点を補い、再び推進したい」と明らかにした。

その他一般

5-1 水素燃料自動車の普及を拡大するには、水素充填インフラの拡充から

韓国特許庁（2018. 7. 25）

- 水素充填装置に関する特許出願が増加 -

韓国特許庁によると、水素充填装置に関する韓国国内の特許出願件数は、2012～2014 年には 19 件、2015～2017 年には 43 件となり、直近 3 年間の出願件数が前の 3 年間に比べて 126%ほど増加したことが分かった。

9 年間（2009～2017 年）の韓国人と外国人による出願の割合を見ると、外国人の出願は 56%（40 件）、韓国人の出願は 44%（32 件）となっている。外国人の出願比率は 2009～2011 年には 20%、2012～2014 年には 57.9%、2015～2017 年には 60.5%と、2012 年から外国人による出願比率が韓国人の比率より伸びたことが分かった。これは、韓国で水素燃料自動車を生産しはじめ、韓国国内の水素充填市場に対する外国企業の関心が高まったためだろう。

技術別に見ると、設備の簡素化や効率化によるコスト削減技術が 64%（46 件）と最も多く、次いで安全に関する技術、部品の耐久性に関する技術がそれぞれ 15%（11 件）

と 8 % (6 件) となっている。これは、水素充填装置の普及の足かせとなっていた高い設置・運営コストを削減する努力が反映されたものとみられる。

水素充填装置は低圧の水素を高圧で圧縮してアキュムレータ（蓄圧器）に保存し、アキュムレータに保存された高圧の水素を冷却して水素燃料自動車の燃料タンクに充填するのが一般的である。高圧で水素を燃料タンクに充填することで、充電時間が短くなり、1 回の充電による走行距離が長くなるため、純粋な電気自動車の欠点として指摘されてきた充電時間や走行距離の問題を克服することができる。

現在、韓国には水素ステーションが全国で 10 カ所しかない。水素燃料自動車の普及を拡大するためには、水素ステーションを拡充することが急務である。

特許庁精密部品審査課の課長は「水素燃料自動車は排出ガスが出ないため、PM2.5 が発生しないほか、自動車に吸入された空気を浄化して排出するという面で、純粋な電気自動車に比べ、はるかに環境にやさしいといえるだろう」とし、「将来の中核技術である水素燃料自動車の競争力を維持するためには、水素燃料自動車の普及を拡大することが欠かせないため、充電装置の技術開発といった水素充填インフラの拡充に向けて、政府と企業が一丸となって努力する必要がある」と述べた。

5-2 便利で正確な生体認証、グローバルな特許競争が激化

韓国特許庁 (2018. 7. 26)

- バイオメトリクス技術に関する国際出願が急増 -

韓国特許庁によると、直近 5 年間で公開となったバイオメトリクス技術に関する PCT 国際出願件数は、2013 年には 180 件であったが、年平均 23.7% の伸びを示し、2017 年には 421 件となるなど急増したことが分かった。

バイオメトリクス市場規模は 2016 年には 32.4 億ドルとなり、年平均 20.8% で成長したが、2023 年には 122.2 億ドルに達する見通しである。そのため、サムスン、アップルなどの ICT 企業もバイオメトリクス技術の開発に伴い、グローバルな特許権の確保にも拍車をかけている。

出願件数が多い企業を見ると、サムスン (44 件) の特許件数が最も多く、次いでインテル (39 件)、クアルコム (38 件)、MS (27 件)、日立 (26 件)、富士通 (23 件)、アップ

ル（22件）、マスターカード（22件）、モルフォ（18件）、LG電子（15件）の順であった。

全般的にスマートフォン関連の企業が多く、金融関連のマスターカード、アイデミア（IDEMIA）に改名したフランスのバイオメトリクス専門企業であるモルフォも上位入りを果たした。

バイオメトリクス別に見ると、指紋が394件（28.4%）で最も多く、続いて虹彩315件（22.7%）、顔255件（18.3%）、静脈144件（10.4%）、音声116件（8.4%）の順であった。

バイオメトリクス技術の活用分野を見ると、モバイル・ウェアラブル分野が318件（22.9%）で最も多く、次いでヘルスケア244件（17.6%）、支払い決済192件（13.8%）、出入管理162件（11.7%）の順であった。そのほか、スマートホーム、スマートカーなど、モノのインターネット（IoT）を基盤とする産業分野でもバイオメトリクス技術を積極的に活用していることが明らかになった。

出願人を国籍別に見ると、米国が719件（51.8%）で圧倒的に多く、続いて日本165件（11.9%）、韓国118件（8.5%）、中国87件（6.3%）の順であった。

超高齢化社会に突入した日本はヘルスケア分野で、アリペイなどの簡単決済が普及している中国は支払い決済分野で優位に立っている。韓国は全分野で均等に出願しているものの、支払い決済分野の出願件数は中国や日本に比べて少ないため、この分野に対する技術開発や特許出願が急がれることが分かった。

特許庁国際特許出願審査1チームのチーム長は「モバイル、出入管理のほか、幅広い分野でバイオメトリクス技術を活用した国際出願が急増していることを見れば、バイオメトリクスの市場規模は今後も成長するとみられる」とし、「韓国企業も市場競争力を持つためには、グローバルな特許権の確保に有利なPCT国際出願を積極的に活用する必要がある」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記のURLにアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているWebサイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム